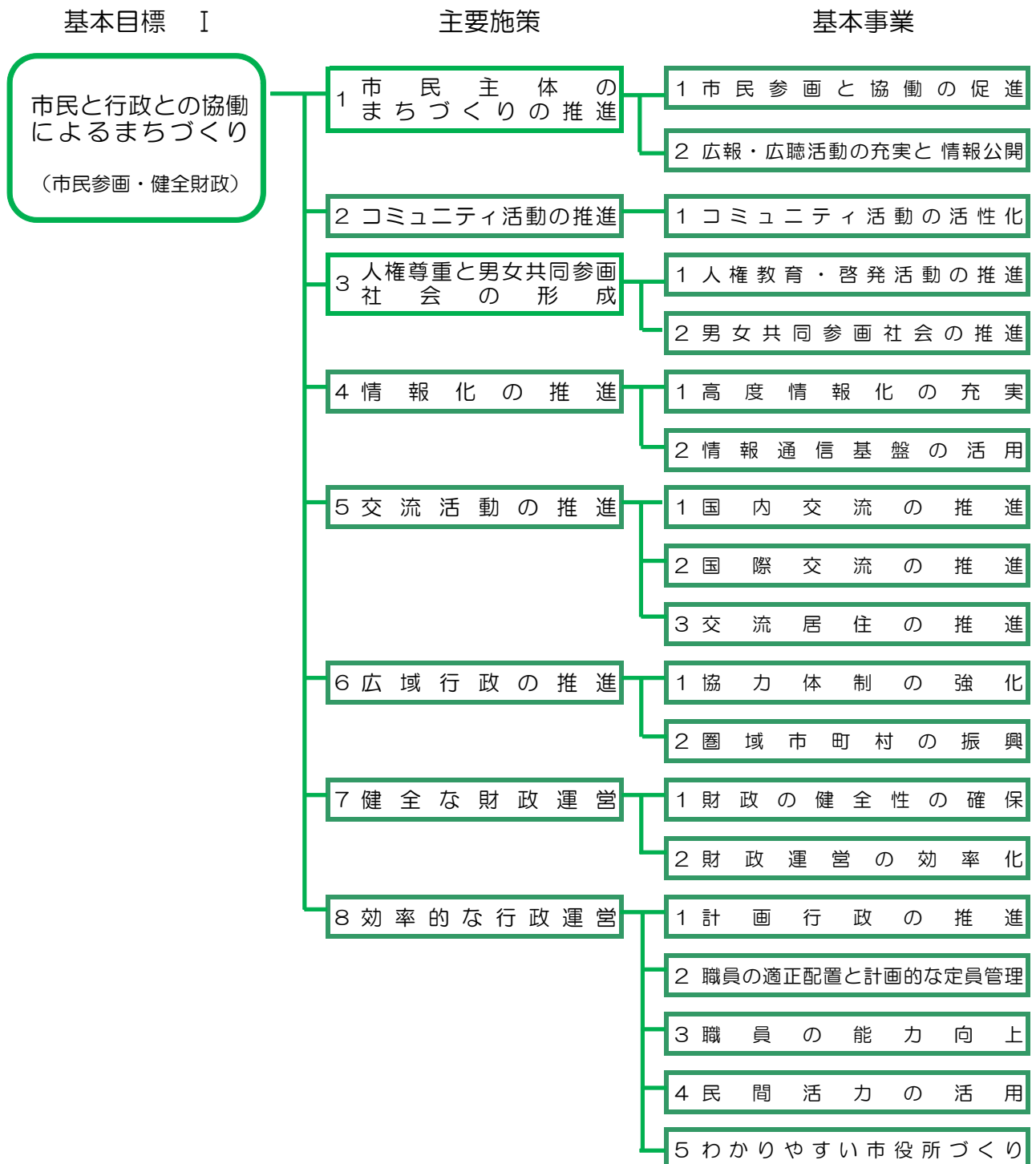


基本計画

I 市民と行政との協働によるまちづくり

施策の体系



I-1 市民主体のまちづくりの推進

〔現状と課題〕

- ◆これからの公共サービスは、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが難しくなっており、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、ともに手を携えてまちづくりを担っていくことが重要となっています。
- ◆市民がまちづくりに参加、参画する仕組みを整備するとともに、市民と行政の信頼関係を強固なものとし、互いの役割を適切に分担しながら協働してまちづくりを進めて行くための基本ルールである「名寄市自治基本条例※」や住民参加制度のひとつである「パブリック・コメント手続条例※」を施行しました。
- ◆今後は、この基本ルールに基づき市民・議会・行政が連携協力しながら、「市民主体のまちづくり」を推進する必要があります。
- ◆さらに、透明性の高い公平・公正な行政運営を進めるため、行政情報を積極的に提供し情報の共有化を図る必要があります。そのためには、広報誌やホームページなどによる多様な広報・広聴活動の展開と情報公開が求められています。
- ◆まちづくりを推進する地域コミュニティの新たな形として、名寄地区には地域連絡協議会※が設置され、防災対策など町内会の枠を越える課題に対し、連携して対応する仕組みが歩み始めています。また、風連地区では、行政区から町内会組織に移行するとともに、風連地区まちづくり協議会※が設置されました。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆市民が中心となってまちづくりを進めるため、さまざまな施策の計画、実施、評価の各段階において積極的な市民の参画を推進します。
- ◆市民主体のまちづくりを推進するため、パブリック・コメントの推進と新たなまちづくりの仕組みを創設します。
- ◆広報・広聴活動や情報公開を積極的に行い、透明性の高い公平・公正な行政運営を行います。

用語解説

※名寄市自治基本条例

名寄市の最高規範として、市民と議会、市長等がまちづくりに必要な情報を共有すること。市民がまちづくりに主体的に参加できる権利と機会を保障するもの。

※パブリック・コメント手続条例

自治基本条例に基づく住民参加制度の1つで、市の重要な政策や計画、市民に義務を課し権利を制限する条例等について、広く市民から意見や情報を頂くための条例。

※地域連絡協議会

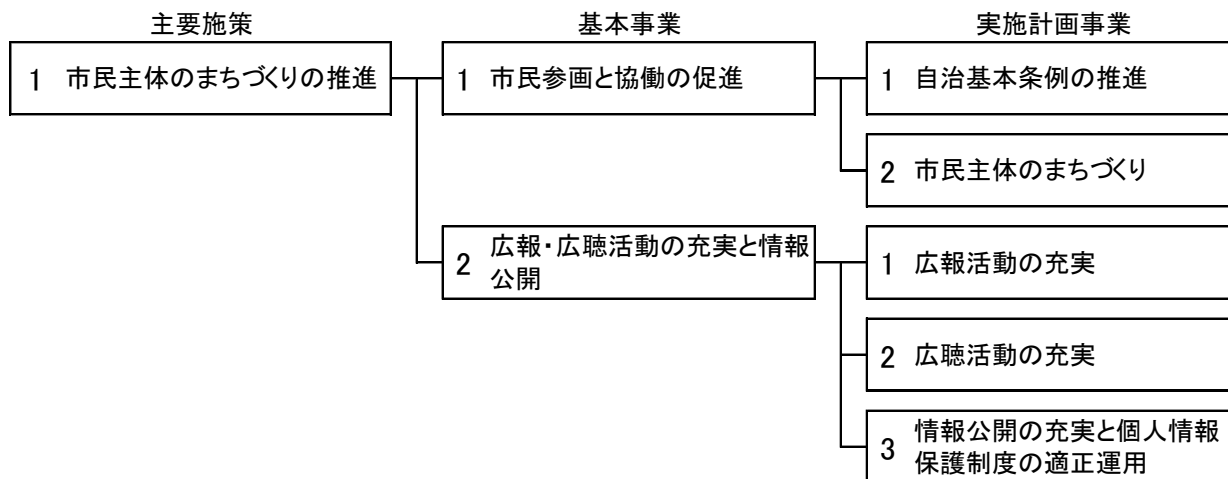
名寄地区7つの小学校区域を基本として校区内の町内会で組織され、防災対策など単一町内会では解決できない課題を連携して、対応する仕組み。

※風連地区まちづくり協議会

風連地区の町内会等が、4小学校区域を基本にして、単一町内会では解決できない課題等を連携して対応する仕組み。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 市民参画と協働の促進

◎市民自治を基本に、参画と協働による新しいまちづくりの理念や仕組みを定める自治基本条例に基づき、住民参加制度であるパブリック・コメントの推進と新たな市民参加制度の構築を図るよう努めます。

◎地域住民が自ら暮らす地域を核としたまちづくりに参加できる地域自治区[※]の創設を目指し、地域連絡協議会をはじめ、ボランティア活動、NPOなど地域における住民の主体的な取り組みを通じて、住民と行政が協働して地域を支えていく仕組みづくりに努めます。

2 広報・広聴活動の充実と情報公開

◎情報公開により市政の透明性を高め、市民が市政情報を共有するとともに、市政について誰もが意見・提案ができ、それが市政に反映される、市民に開かれた市政の実現を目指します。

◎市が保有する市民一人ひとりの個人情報適切に保管・更新し、市民誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

〔想定される主な計画事業〕

- 自治基本条例の推進
- 地域自治区の創設

用語解説

※地域自治区

市町村長の権限に属する事務を市町村内の一部に分掌させ、地域住民の意見を反映させつつこれを処理するため、条例により定める区域ごとに設置される自治・行政組織の1つ。

I-2 コミュニティ活動の推進

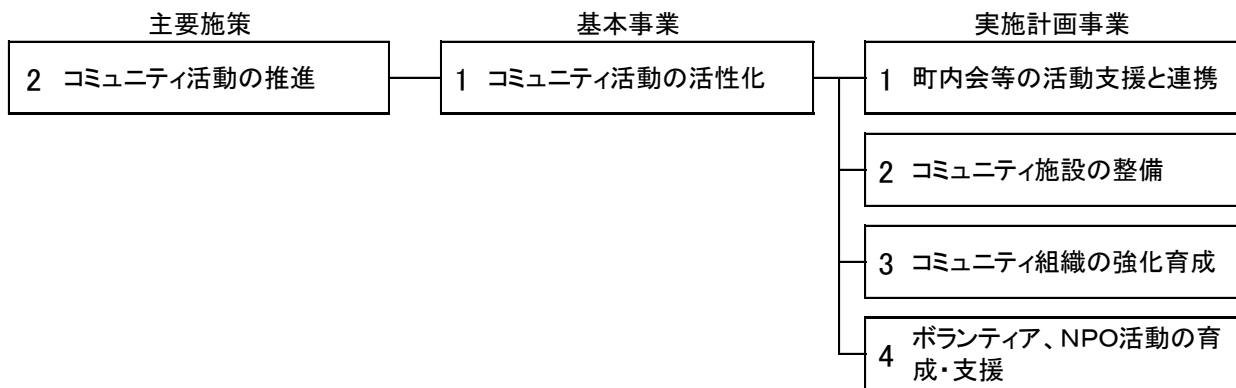
〔現状と課題〕

- ◆本市では、町内会による住民主体の活動が活発になされており、それを推進するために支援を行ってきました。
- ◆一方では少子高齢化・核家族化が進み、生活様式や価値観の多様化により、地域社会の連帯感が薄れていく傾向があります。今後は、地域コミュニティ活動において支障になる要因の把握に努め、活性化を促進することが必要です。
- ◆また、市民の間にはボランティア団体やNPOなどの活動を通じて、まちづくりに関わりを持つ動きがでてきているため、人材育成やまちづくりに参画する市民意識の醸成が必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆住みよい地域社会を築くためにその基盤である町内会などの活動を支援します。
- ◆地域コミュニティ活動の拠点となる会館の整備を支援します。
- ◆住民の最も身近な自治組織である町内会など、既存の地域コミュニティのあり方を検討し、区域再編など組織の強化育成に努めます。
- ◆誰もがボランティア活動に取り組むことができる体制づくりやNPO活動に関する相談窓口の充実を図ります。

〔施策の体系〕



I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔基本事業〕

1 コミュニティ活動の活性化

- ◎自治意識と地域の連帯感を高める啓発活動を推進するとともに、町内会などの活動に対し積極的に支援します。また、町内会などの活動拠点となる会館の機能充実を図るための支援を行います。
- ◎地域の互助的役割などの機能が維持できるよう町内会相互の連携、再編に対し支援を行います。
- ◎地域連絡協議会の活性化と連携、他地域の連絡協議会との連携や活動に対し支援を行います。
- ◎ボランティアやNPOをまちづくりのパートナーとして、その自主性・自発性を尊重しながら活動を支援します。

〔想定される主な計画事業〕

- 町内会自治活動交付金事業
- 町内会連合会補助事業
- 町内会館等建設費補助事業
- 地域連絡協議会交付金事業
- まちづくり推進事業

I-3 人権尊重と男女共同参画社会の形成

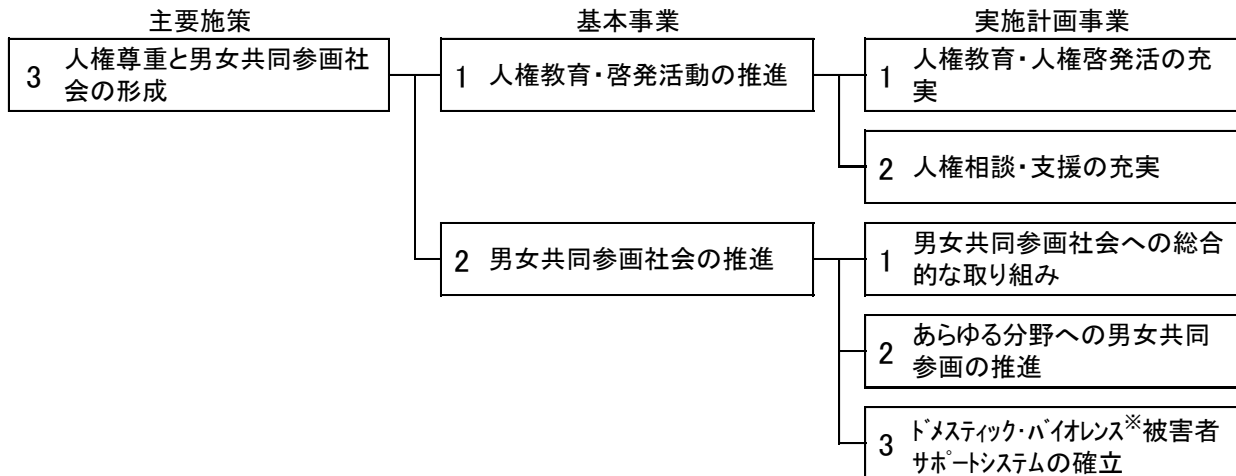
〔現状と課題〕

- ◆近年、少子高齢化・核家族化などの進行に伴う家庭の崩壊など、特に老人・子どもたちに関わる痛ましい事件が多発しています。個々の人格を尊重しあうなど、誰もが尊重され、共に生き、助け合う社会を築いていくため、学校や家庭など日常生活のなかで人権意識が育まれていくような活動を充実していく必要があります。また、法務局や人権擁護委員などとの連携のもと、相談事業を積極的に推進することが重要です。
- ◆男女共同参画社会の実現を目指し、各種施策を推進していますが、固定的な性別役割分担意識は社会の仕組みや生活習慣のなかに依然として根強く残っています。このため、従来の社会制度・慣行の見直し、意識改革をはじめ、あらゆる分野に男女がともに参画し、個性と能力が十分に発揮できる環境と条件を整備する必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆広く市民の間に人権意識の普及・高揚を図り、人権教育、人権啓発活動を推進します。
- ◆男女共同参画社会の実現に向けた推進計画の実効性を高めることや条例の制定を目指し、さらなる市民意識の高揚を図るなど、総合的な施策の推進に努めます。

〔施策の体系〕



用語解説

※ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人から受けるさまざまな暴力行為のこと。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔基本事業〕

1 人権教育・啓発活動の推進

◎多様化・複雑化する人権問題へ適切に対処できる相談体制を支援するとともに、人権ポスターや作文の募集など、学校教育や社会教育のなかでの人権啓発活動を進めます。

2 男女共同参画社会の推進

◎男女共同参画の視点から、固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行の見直しを進めるため、広報・啓発活動、研修会や講演会の開催など、男女平等を推進する活動の充実を図ります。また、異性に対するあらゆる暴力を無くすための基盤づくりに向け、相談体制などの整備に努めます。

〔想定される主な計画事業〕

■名寄市男女共同参画推進計画の推進

I-4 情報化の推進

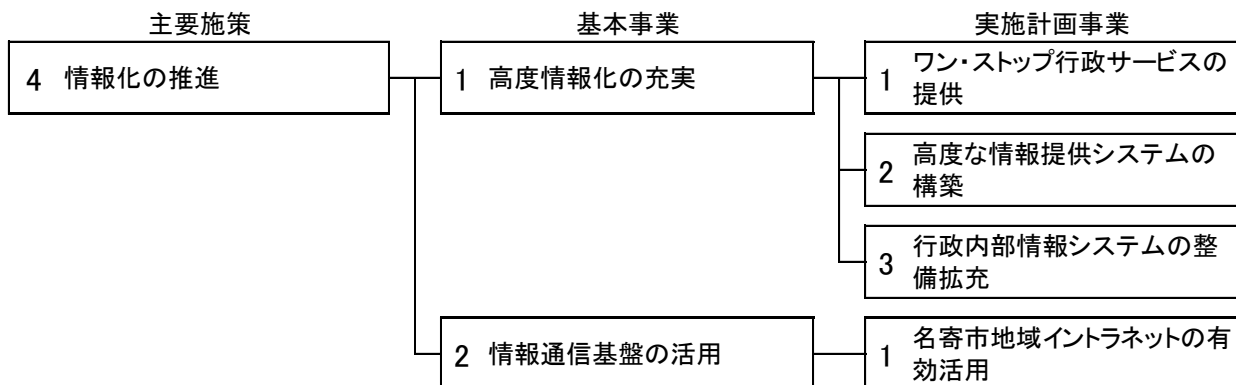
〔現状と課題〕

- ◆めざましい進化を遂げるICT*技術は、各分野に定着し利便性をもたらしています。
- ◆本市においてもこの技術を利用した各種行政システムなどの稼働や地域イントラネットの整備により、行政サービスの充実を目指した環境が整備されています。
- ◆今後は整備された各種情報システムを、より有効に活用できるよう機能強化を図る必要があります。
- ◆また、最新の技術も視野に入れた運用管理の方策や省資源・省エネルギー時代にふさわしい情報システムのあり方を研究する必要があります。
- ◆市民がICTの進展を体現するために、本市におけるブロードバンド環境下で情報発信ツールを最大限活用し、多様なジャンルの情報を提供することが必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆国は、21世紀の社会課題を解決するためにICTを積極的に利活用する段階に移行して行くことを重要戦略としています。地域情報化の施策では「地域プラットフォーム*」の構築と活用を掲げ、より高度で住民の利便性の高い「ワン・ストップサービスの提供」を目指しています。
- ◆本市においては、現在稼働している各種システムを活用した住民サービスの継続提供と、住民の利便性を高める行政事務の効率化を主体とした事業を計画的に進めます。

〔施策の体系〕



用語解説

※ICT

情報通信技術(Information and communication Technology)。情報・通信に関する技術一般の総称であり、従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「IT」に替わる表現として定着している。

※地域プラットフォーム

地域情報プラットフォームともいい、各自治体が保有する各種システムを「情報システムの標準化」により、システム同士を連携させ、業務処理の連携、データ共有を可能とする理念に基づいた国の構想をいう。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔基本事業〕

1 高度情報化の充実

◎新たな進展を見せるインターネット技術を活用したポータルサイト※の構築を検討します。また、総合行政システムの更新を実施するとともに、情報資産を確実に保護し可用性※を確保するための方策を講じます。

行政事務の各システムの省エネルギー化やペーパーレスを促進します。

2 情報通信基盤の活用

◎すべての公共施設を結ぶ高速ネットワークをより有効活用し、きめ細かな情報提供サービスを進めます。

教育機関のネットワークの高速化と確実なセキュリティを確保します。

〔想定される主な計画事業〕

■イントラネット機器等更新事業

■総合行政システム機器更新事業

用語解説

※ポータルサイト

ホームページと同じ意味で使われることがあるが、様々な情報を配信しているインターネットサイト(複数の情報ページ)をいい、色々なサービスを提供する玄関口の役割を持つ。

※可用性

必要とするシステムがいつでも使える状態であり、かつシステムが提供するデータ(情報)が最新の状態であることをいう。

I-5 交流活動の推進

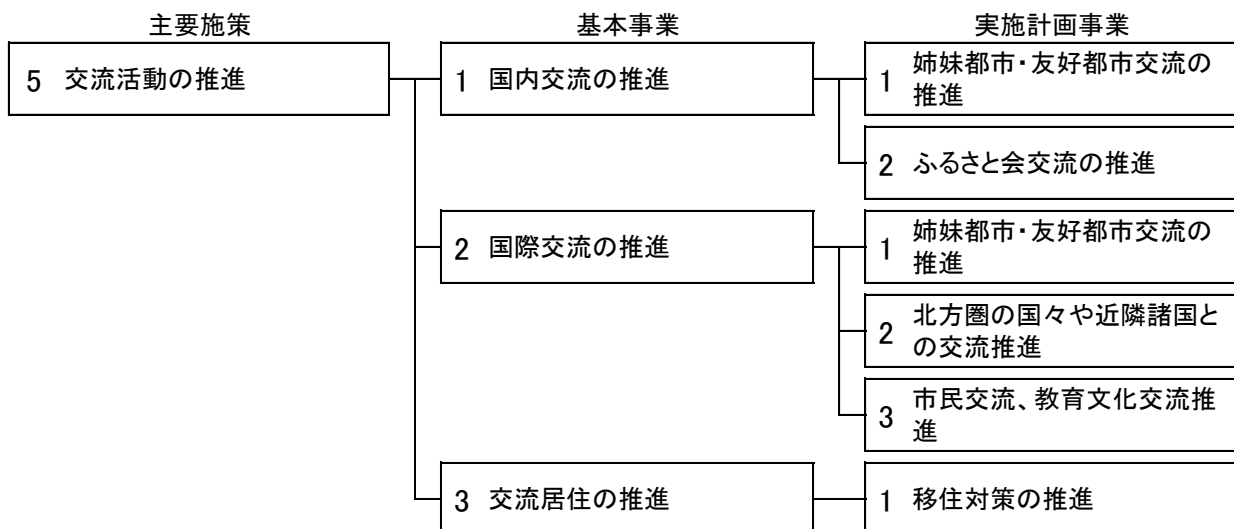
〔現状と課題〕

- ◆本市は、カナダ国リンゼイ市（現カワーサレイクス市）と姉妹都市、ロシア連邦サハリン州ドーリング市と友好都市提携を行い、国内では山形県藤島町（現鶴岡市）と姉妹都市の提携を行い、東京都杉並区と友好都市として交流協定を締結し、市民団体による人的交流を中心に相互交流の推進に努めてきました。
- ◆ふるさと会交流では、東京なよろ会、さっぽろ名寄会、札幌風連会、旭川風連会の活動が名寄の応援団として地域振興に大きく貢献しています。
- ◆市内はもとより近隣に住む外国人と身近にふれあうことは、国際化社会に対する意識の高揚を図り、産業や教育、文化、スポーツなど幅広い分野で国内、国外との交流を深めることで、地域社会の新たな展開につながります。
- ◆交流居住[※]では、退職時期を間近に迎えた「団塊の世代」などの「第2の故郷探し」の動きを踏まえ地域・経済の活性化などを図るために、移住に関する情報発信などを行っています。災害の少ないまちへの移住希望者なども含め、移住受入体制の整備を進めるとともに、都会からの移住希望などの実態や居住環境のニーズの把握に努める必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆国内、国際交流に係る民間団体との連携により交流活動を推進し、これからのまちづくりに必要な国際化に対応できる人材を育成するため、今後も市民が主体となったさまざまな交流活動を支援します。
- ◆移住、定住の促進に必要不可欠である名寄の情報発信に努めるとともに、移住への第一歩である短期間の移住体験などについて、民間事業者との協力・連携を図り推進します。

〔施策の体系〕



用語解説

※交流居住

都会に住む人たちが、都会と田舎の両方に滞在・居住する場所をもち、それぞれの場所を仕事や余暇・趣味などのために使い分け、田舎では地元の人たちとの交流を楽しむといったように、「交流を主たる目的として都会と田舎を行き来する」ライフスタイルをいう。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔基本事業〕

1 国内交流の推進

◎東京都杉並区や山形県藤島町（現鶴岡市）との交流を一層発展させ、市民交流、教育、文化、経済交流の推進に努めます。また、本市の情報を発信し、ふるさと会活動を側面的に支援するとともに、各種イベントやツアーの実施により市民との交流を図り、人的・経済的な地域の振興に努めます。

2 国際交流の推進

◎市民団体と連携して、リンゼイ市（現カワーサレイクス市）やドーリンスク市との絆を一層深めるとともに、北方圏や近隣諸国との教育、文化交流を通じて国際理解に努めます。また、市内や近隣に在住の外国人と市民との交流の機会づくりや国際関係団体との連携により、身近なところにおける国際交流を推進します。

3 交流居住の推進

◎ホームページなどを活用して情報発信を行い、移住に関する総合的な窓口の体制を整備し、民間事業者と協力、連携して短期移住体験の受け入れを推進します。

〔想定される主な計画事業〕

- 名寄・藤島姉妹都市交流事業
- 名寄・杉並区友好都市交流事業
- 名寄・リンゼイ姉妹都市交流事業
- 名寄・ドーリンスク友好都市交流事業
- ふるさと会事業（東京なよろ会他）

姉妹都市及び友好都市の盟約、交流協定の締結年月日		
	都 市 名	締結年月日
姉妹都市	カナダ国オンタリオ州リンゼイ市（現カワーサレイクス市） ※姉妹都市提携40周年記念式典において協定を再締結：平成21年8月29日	昭和44年(1969年)8月1日
	山形県藤島町(現鶴岡市)	平成8年(1996年)8月1日
友好都市	ロシア連邦サハリン州ドーリンスク市	平成3年(1991年)3月25日
	東京都杉並区 ※合併により協定を再締結：平成18年6月6日	平成元年(1989年)7月13日

I-6 広域行政の推進

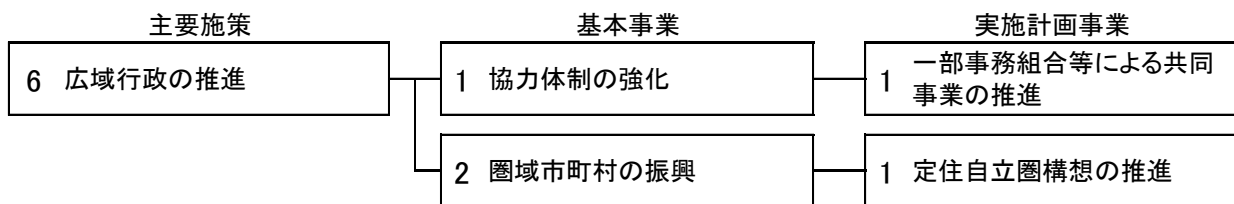
〔現状と課題〕

- ◆上川北部圏域では、従来から交通、医療福祉、防災・救急、衛生、教育文化などで効果的な広域ネットワークを形成しています。広域的な振興を図るため各分野において関係市町村との連携をさらに進める必要があります。
- ◆広域行政圏は、国の制度廃止に伴い減少し、北海道では上川北部地区広域市町村圏*（2市6町1村）を含め9圏域となっています。一方、広域連携の新たな手法として創設された定住自立圏構想*は、北海道では8圏域が形成されており、本市においても北・北海道中央圏*の中心市*としての役割が求められています。
- ◆住民の生活圏は、市町村の区域を越えて広がり、その内容も多様化しています。住民の行政需要は必然的に広域化しており、この傾向は今後さらに高まるものと思われます。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆上川北部地区広域市町村圏の中心都市として、さらには、定住自立圏構想における中心市として、広域的な視点で関係市町村との連携・協力を強め、圏域の総合的な振興発展に努めます。

〔施策の体系〕



用語解説

※上川北部地区広域市町村圏

昭和46年、圏域の均衡ある発展を目的に設立。現在の構成は、名寄市、士別市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町の2市6町1村。

※定住自立圏構想

地方圏からの人口流出を防ぐために創設された、国の新たな広域連携の施策。

一定の都市機能を有する中心市とその機能を利用する近隣の市町村が連携・協力し、それぞれが持つ地域資源を活用して、暮らしに必要な生活機能を全体で確保することで地域の活性化と定住の促進を図る施策。

※北・北海道中央圏

名寄市、士別市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、西興部村、枝幸町、浜頓別町、中頓別町の2市9町2村が、定住自立圏構想で形成する圏域の名称。

※中心市

圏域の中心的な役割を担うことを宣言した都市。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔基本事業〕

1 協力体制の強化

◎上川北部地区では、密接な連携と協力のもと交通、医療福祉、防災・救急、衛生、教育文化など広域的なネットワークの形成に努めるとともに、事務事業の共同処理などを推進し、圏域の総合的な発展に努めます。

2 圏域市町村の振興

◎国が進める定住自立圏構想では、本市と士別市が複眼型の中心市[※]として、上川北部地区をはじめ、オホーツク地区[※]及び宗谷地区の一部[※]と形成した「北・北海道中央圏」において、中心市が持つ都市機能と周辺町村[※]が持つ機能を活用し、相互に連携・協力することにより、定住のための暮らしに必要な機能を総体として確保し、圏域の活性化と地域特性を生かした魅力ある地域づくりに努めます。

〔想定される主な計画事業〕

■定住自立圏構想の推進

用語解説

※複眼型の中心市

二市を合わせて一つの中心市となること。

※オホーツク地区

西興部村

※宗谷地区の一部

枝幸町、浜頓別町、中頓別町

※周辺町村

中心市と連携・協力の意思を有する近隣町村で、名寄市、士別市を除く 11 の町村。

I-7 健全な財政運営

〔現状と課題〕

- ◆国の三位一体改革に伴う地方交付税配分については、近年、地方財政に配慮した交付になっていますが、今後は東日本大震災の影響を考慮する必要があります。また、国・地方の巨額の長期債務残高が財政状況の悪化に拍車をかけ、さらに長引く景気の低迷などにより厳しい財政環境となっています。
- ◆少子高齢化の進行により税収が伸び悩み、保健福祉関連事業に要する経費が増加しており、基金（＝貯金）を活用してきた財政運営にも「かげり」が生じてきました。
- ◆起債（＝借金）の借入制限の目安になる「実質公債費比率[※]」は、平成 22 年度決算で国の定める 18% を下回る 16.4%となりました。しかしながら、自主財源の割合が小さい状況にあり、楽観はできません。
- ◆新型交付税[※]を含む国の「歳出・歳入一体改革[※]」は、さらなる地方交付税の見直し・税源移譲[※]により、小規模な市町村の台所を直撃し、財政力の地域間格差が拡大することが想定されます。
- ◆合併に伴う支援策の合併特例債[※]を活用した公共施設の整備が可能になりましたが、借金に変わりなく、公債費の累増が見込まれ、過大な「負の遺産」を後世代に引き継がないように、年度間のバランスのとれた事業の厳選と公債管理[※]が必要になります。
- ◆東日本大震災が日本経済に与える影響、「地域主権戦略」による地方財政への影響や、合併後 10 年を経過した後の財政優遇措置の消失を考慮する必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆市民にわかりやすい財政情報を公表するとともに適切な事業選択と公債管理を行います。
- ◆適正な受益と負担に基づき、安定的に住民サービスを提供できる弾力性のある持続可能な財政運営を目指します。
- ◆地方分権が進み、地方の自立がより求められ、限られた財源の中で多様な行政需要に対応するために、市民に提供するサービスの範囲と地域・市民の役割の調整を図ります。

用語解説

※実質公債費比率

起債借入制限の目安で、一般会計のほか特別会計等も含めた公債費の負担割合の指数。数値が高いほど財政状況が硬直化しており、18%を超えると公債費負担適正化計画の策定も求められる。

※新型交付税

地方交付税の算定方法の簡素化を図り、配分額を自治体の人口と面積を基準に算定する方式。

※歳出・歳入一体改革

税源移譲、補助金削減、地方交付税の減額を一体的に行う三位一体改革の第 2 期計画で、国の財政を健全化するための方策。

※税源移譲

地方分権の推進のために、所得税（国税）から住民税（地方税）へ税金を移し替えること。これに伴い、国から市町村に交付される地方交付税、国庫支出金（補助金）についても見直しがされる。

※合併特例債

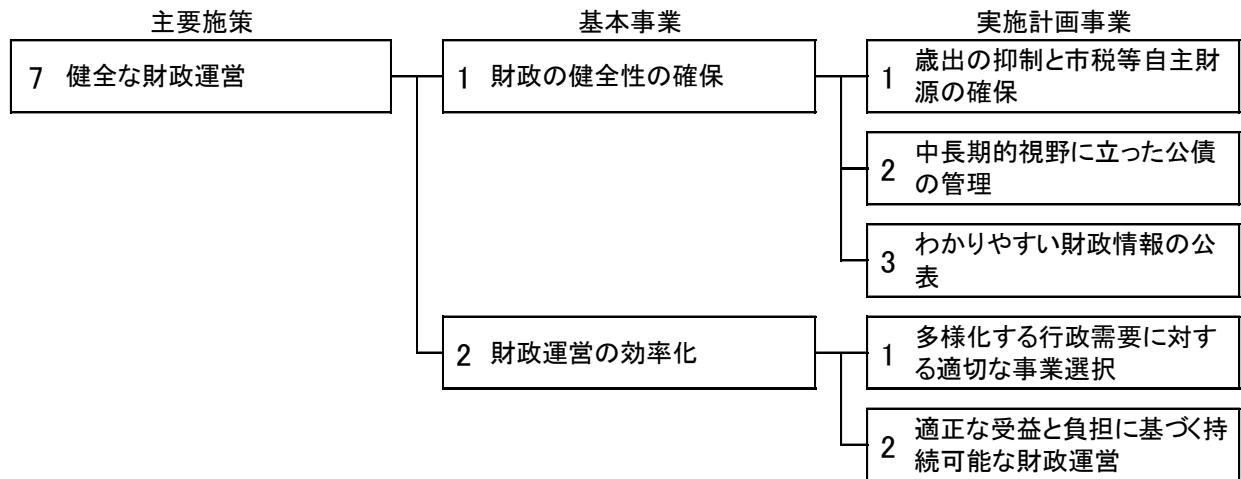
合併に伴い必要となる事業を行うため、国から借りることができる市町村の借金。返済額のうち 70%が後年度に地方交付税で補填される。

※公債管理

借金の借り入れ及び借金の借り換えや繰り上げ償還などを含めた返済方法を調整すること。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 財政の健全性の確保

- ◎市税などの徴収率の向上、遊休地の処分を実施します。
- ◎公債費負担適正化計画を策定し、適切な公債管理を行います。
- ◎バランスシート※、行政コスト計算書※などの新公会計制度※による財務諸表により、わかりやすい財政情報の公表を行います。

2 財政運営の効率化

- ◎中期財政計画※を立て、必要度、緊急度、優先度を総合的に検討し、さらに、効率的で投資効果の高い事業の選択を行います。
- ◎外部評価※を含む行政評価システム※による事業の評価を行います。

用語解説

※バランスシート

民間企業でいう貸借対照表。「資金の運用状況」と「資金の調達状況」を区分して示し、決算時点における財務状況がわかるようにするもの。

※行政コスト計算書

民間企業でいう損益計算書。資産の形成につながらない各種行政サービスを提供するために1年間に支出した行政分野別の費用を示すもの。

※新公会計制度

現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方公共団体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組み。

※中期財政計画

合併協議や総合計画などの策定時に、今後一定期間の歳入・歳出の見通しを示すもの。名寄市の中期財政計画は5年間としている。

※外部評価

行政が実施した活動や事業について、市民で組織された機関が市民の視点又は専門的な立場から客観的な評価を行うこと。

※行政評価システム

市が実施する事務事業やそれらを束ねる施策体系について、目的や目標を明確にして実施結果による成果を評価し、評価結果に基づいて施策や事務事業の改善、見直しに活用する手法。

I-8 効率的な行政運営

〔現状と課題〕

- ◆本市では、これまで行政サービスの向上と簡素で効率的な行政を目指して、行財政改革推進計画を定め、行政機構のスリム化を図るなど行政改革を積極的に推進してきました。また、事業の必要性・効率性を検討し、経費の節減と行政の質的向上を図ってきました。
- ◆社会経済状況が大きく変化し地方分権が進展する中で、自己決定、自己責任を原則に自立した自治体運営と市民と行政との連携が求められています。行財政改革の推進と市民参画による行政情報の共有、行政評価による施策の評価と事務事業の見直しを進め、効率的な行政運営によるまちづくりが必要です。
- ◆職員は常に自らの意識改革を図り、市民への説明責任を果たし、市民との協働*を進めていく遂行能力を養うことが重要です。
- ◆効率的な事務処理を進めるため、組織機構の見直しや適正な人員配置が必要です。
- ◆厳しい財政状況下で、質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供していくためには、積極的に民間活力を導入し活用していくことが必要です。
- ◆市民にとって利用しやすく、わかりやすい市役所づくりが必要です。また、障がいを持つ方、高齢者や車椅子利用者が利用しやすくなるよう、庁舎施設のバリアフリー*化を進める必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆行財政改革推進計画を推進し、市民参画による総合計画の進行管理を行い、行政評価システムの確立と活用により市民への説明責任を果たし、効率的な行政運営を目指します。
- ◆定員適正化計画に基づき、職員の適正配置と計画的な定員管理を推進します。また、職員の意識改革を図り、多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる職員の養成を推進します。
- ◆社会経済情勢の変化に対応するため公共サービスのあり方を検討し、民間活力を積極的に導入・活用して質の高い行政サービスの提供を目指します。
- ◆事務手続きの簡素化や利便性を図り、親しみやすい窓口づくり、わかりやすい市役所づくりを目指します。また、既存庁舎のバリアフリー化を進め、利用しやすい施設を目指します。

用語解説

※協働

公共サービスの提供において、行政と市民、自治組織、企業などが対等のパートナーとして協力すること。

※バリアフリー

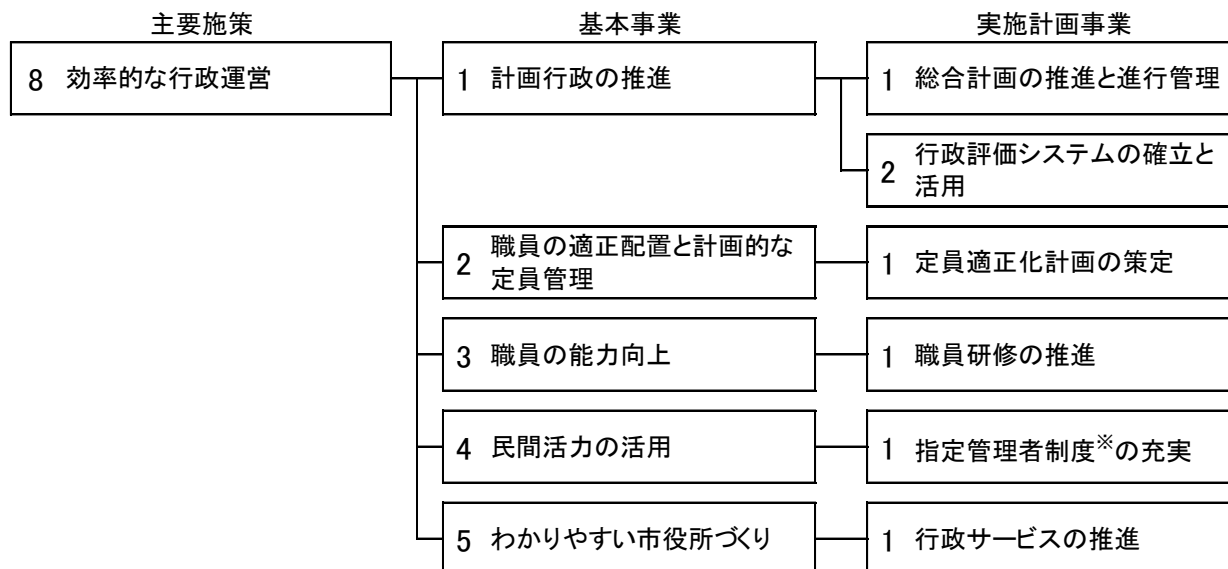
障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったりするのがその例。

※指定管理者制度

地方自治体の設置する公共施設を、指定を受けた民間企業・公益法人・NPOなどが施設管理者として運営していく制度。

I 市民と行政との協働によるまちづくり

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 計画行政の推進

◎市民参画により総合計画の進捗状況、成果、課題の検証を行う進行管理を行います。また、行政評価システムを活用し、計画、実施、点検評価、見直し、改善するマネジメントサイクルを確立して効率的な行政運営を図ります。

2 職員の適正配置と計画的な定員管理

◎行財政改革推進計画と定員適正化計画に基づき、適正な職員の配置と定員管理を行います。また、簡素で効率的な組織機構づくりに努め、適正な人事配置を行います。

3 職員の能力向上

◎計画的に研修機会の確保を図り、職員としての知識の習得、業務遂行能力、管理能力、マネジメント能力、政策形成能力などについて養成します。

4 民間活力の活用

◎公共サービスのあり方を検討し、質の高い行政サービスを提供するため業務内容の点検を行い、業務委託や指定管理者制度の導入と活用を推進します。

5 わかりやすい市役所づくり

◎事務手続きの簡素化や利便性を図り親しみやすく、わかりやすい行政サービスの推進に努めます。既存庁舎のバリアフリー化を進め、安全で利用しやすい市役所づくりに取り組みます。

〔想定される主な計画事業〕

- 名寄市総合計画推進市民委員会の設置・運営
- 行政評価推進事業
- 職員研修事業（派遣研修、職場研修、特別研修、自主研修）
- 指定管理者制度の周知徹底、公募による民間業者の参入機会の提供